

社会福祉法人熊谷福祉の里役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人熊谷福祉の里定款（以下「定款」という。）第8条及び第21条の規定に基づき、役員、評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の8第4項、同法第45条の16第4項、同法第45条の16第3項、同法第45条の19第6項において定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬等は年額（年俸）とする。

〈報酬等の額の決定〉

第4条 この法人の常勤役員の報酬年額（年俸）は別表第1「常勤役員の報酬年額（年俸）」のとおりとし、評議員会の承認を得て決めるものとする。

2 常勤役員に対する退職手当については、別に定める。

3 非常勤役員及び評議員(以下「非常勤役員等」という。)には、理事会・評議員会旅費交通費支給規程の定めるところにより費用を弁償する。

〈報酬等の支給日〉

第5条 常勤役員等に対する報酬の支給は、毎月25日とする。ただし、その日が休日等に当たるときは、職員給与規程を準用する。

2 非常勤役員等に対する費用の弁償は、理事会出席等必要の都度、支払うものとする。

〈報酬等の支給方法〉

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

〈通勤費〉

第7条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

〈公表〉

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五九条の二第一項第二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

〈改廃〉

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けるものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成16年2月22日から実施する。

この規程は、平成29年4月1日から実施

別表

常勤役員の報酬等年額(年俸)

番号	役職等	年額報酬	摘要
1	理事長	1,500万円までの範囲内	役員報酬として支給
2	理事	700万円までの範囲内	職員として勤務する場合は職員給与規程により支給(役員報酬は支給しない)